

# 岐阜清流高等特別支援学校【学校いじめ防止基本方針】

平成29年4月策定

この方針は、いじめのない健やかな学びの場と学校教育目標の実現のために、『いじめ防止対策推進法』（以下法という）第13条を受けて、いじめは“絶対に許さない”“卑怯な行為である”“どの子、どの学校でも起こりうる”という認識のもと、教職員一人一人の役割と責任を自覚し、本校の方針を示すものである。

## 第1章 いじめ防止等の基本方針

### 1 目標

- ・生徒が安心して、安全に学校生活を送ることができる。
- ・自己理解と、互いの違いや障がいの状態を受容できる。
- ・人権感覚を磨き、いじめを許さない勇気と強い意思を身に付ける。

### 2 学校課題

- ・いじめという自覚がなく、遊び集団の短絡的な言動がいじめとなることがある。
- ・直接手を下さず教唆する、共謀する、傍観する傾向がある。
- ・障がい特性から、良好な対人関係が築けず、意思とは無関係にいじめにつながることもある。

### 3 いじめ防止に対する理解と重点

#### (1) いじめの定義（法第2条）

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』

#### (2) いじめの具体的な態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### (3) いじめ防止のための重点

##### ①自己指導能力の育成

- ・自己有用感と自己存在感がもてる活動を充実する。
- ・共感的な人間関係を育成する。
- ・自己決定の場をつくり、自己の可能性の開発を支援する。

##### ②豊かな心の育成

- ・社会性を育み、生きることの喜び等を理解できるよう、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・命を大切にす心、互いを思いやる心、自律心や規範意識等が育つ道徳的な教育を充実する。
- ・“認識力・行動力・自己啓発力”を育み、人間尊重の気風ある学校づくりを進める。

##### ③マナーとモラルを守る態度の育成

- ・マナーやモラル教育の推進について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・社会規範やモラルを理解し、自らが律するような生徒会活動や家庭教育を支援する。
- ・自らの意思でマナーとモラルを守り、他の手本となるMSリーダーズの取組を支援する。

## 第2章 いじめ防止等の方策

### 1 いじめの未然防止 ～自己有用感を高める取組～

#### (1) 授業の工夫と改善

- ・“わかる授業” “できる授業” “人権感覚のある授業” を推進し、自己指導能力を育成する。

#### (2) 互いを認め合う場の設定

- ・命の大切さを理解し、豊かな心を育み、居場所がある望ましい人間関係を築く。

#### (3) 規範意識を高める活動

- ・体験的な活動を通し、自ら行動してマナーやモラル等の規範意識を高める。

### 2 早期発見 ～観察と調査の取組～

#### (1) アンテナを高くし、シグナルを受けとめる

- ・多面的、多角的に情報を収集し、兆候を見逃さない目を養い、声なき声に耳を傾ける。

#### (2) 寄り添い、積極的に見守る

- ・日頃から生徒理解に努め、生徒の変化に組織的に対応できるよう協力体制を整える。

#### (3) 地域や保護者と連携する

- ・日常的なやり取りや懇談会を活用して保護者と良好な関係を築き、積極的に連携を図る。

### 3 いじめに対する措置 ～効果的な指導と対応～

#### (1) 組織的に、迅速かつ縦横、柔軟に対応する

- ・問題行動発生時は早期に対応し、最悪を想定する危機意識をもって組織で対応に当たる。

#### (2) 障がいや発達段階に応じて効果的に指導する

- ・加害、被害双方の障がい特性を考慮した指導と、報告や謝罪の場面を親身になって行う。

#### (3) 関係機関と連携し、協力を得る

- ・問題を当校だけで抱え込まず、早期解決に向けて関係諸機関と情報の連携を行う。

## 第3章 いじめ防止等の対策組織 (法第22条)

### 1 名称

『いじめ防止対策委員会』とする。

### 2 構成員

委員長…校長、副委員長…教頭

委員…〔学校〕部主事、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、教育相談担当、各学年主任、  
養護教諭、特別支援コーディネーター、当該生徒の関係教職員

〔第三者〕臨床心理士、保護者代表、地域代表

### 3 運営

- (1) 未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として設置する。

- (2) 年2回(6月、2月頃)、取組について第三者から意見具申を得るとともに、見直しを図る。

## 第4章 いじめ事案発生時の対応

### 1 問題行動への初期対応

- ・管理職、生徒指導主事に第一報を入れ、各学年、生徒指導部等が協力して複数で事実確認する。

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有と事実確認を行う。

〔対応の重点〕

- ・いじめ事案と認められた場合には、管理職を交えて対応を検討する。

- ・いじめ事案と認められない場合は、問題行動として生徒指導委員会等で対応に当たる。

## 2 いじめ事案への対応（法第23条）

- (1) 管理職への報告と対応方針の決定
- (2) 事実関係の慎重、確実な把握（複数で、保護者の協力を得ながら、背景も十分聴き取る）
- (3) いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- (4) いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- (5) 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- (6) 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- (7) 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### 〔対応の重点〕

- ・事案に応じて「生徒指導委員会」で対応し、必要な場合は「いじめ防止等対策委員会」を招集して、事実確認や情報収集と情報共有、関係機関との連携を図る。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告し、加害側と被害側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、加害生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し、被害生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携して生徒を見守り、心のケアに十分配慮した事後対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

## 3 「重大事態」と判断した時の対応（法第28条）

いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時については、以下の対応を行う。

### 〔対応の重点〕

- ・岐阜地域担当生徒指導主事、学校安全課、特別支援教育課へ速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果を教育委員会へ報告し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生命、心身、財産に重大な被害の恐れがある時は、直ちに警察署に通報し援助を求める。

## 第5章 年間計画

月	取組内容	備考
4	・職員会議（学校いじめ防止基本方針確認） ・入学式、始業式、学校生活ガイダンス、HP等（いじめ防止の取組説明） ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修） ・「心のアンケート①（教育相談アンケート）調査」	・方針と対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の把握と共通理解
5	・教育相談月間（アンケート調査をもとに全生徒個別相談） ・MSリーダーズ活動開始 ・三者懇談	・奉仕活動等を通じた自己肯定感や社会の一員としての自覚の育成 ・生徒の情報交換と対応の共通理解
6	・情報モラル講話（ネットいじめ防止） ・校内宿泊 ・第1回学校評議員会	・行事を通じた人間関係づくり

6	・第1回いじめ防止対策委員会	
7	・「夏休みの生活について」配付 ・第1回取組評価アンケート調査 ・第1回県いじめ調査	・家庭生活の状況把握
8	・職員研修会（人権教育職員研修会） ・生徒集会	・人権教育について職員の人権意識を高める
9	・球技大会	・集団競技を通じた人間関係づくり
10	・「心のアンケート②（迷惑調査）調査」	・実態の把握と対応 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
11	・教育相談月間（アンケート調査をもとに全生徒個別相談） ・「ひびきあいの日」に向けた取組 ・文化祭	・互いを認め合う活動によって自己有効感を高める ・地域との交流
12	・「ひびきあいの日」（人権意識向上によるいじめ防止対策） ・「第2回取組評価アンケート調査」 ・「冬休みの生活について」配付 ・三者懇談 ・第2回県いじめ調査	・人権についての理解 ・家庭生活の状況把握 ・いじめ調査結果の報告
1	・生徒集会	・規範意識の啓発
2	・第2回学校評議員会 ・第2回「いじめ防止対策委員会」	・いじめ防止の年間の取組の検証 ・調査を通じた実態の把握と対応
3	・第3回県問題行動等（いじめ）調査 ・次年度へ引き継ぎ	・いじめ調査結果の報告

## 第6章 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 第7章 個人情報等の取扱い

生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管し、重大事態の調査結果も必ず保管する。また、心のアンケート①（無記名）、心のアンケート②（記名）も同様の扱いとする。

関係生徒の個人情報は公正かつ厳正に取扱う。

## 附記 施行・改定年月日等

平成29年4月策定